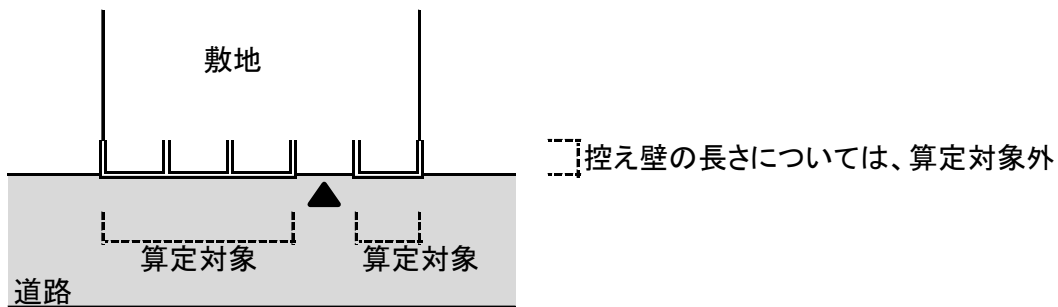


深谷市ブロック塀撤去等補助金取扱い基準

一般的事項

補助金の算定に当たり、塀の長さは、道路に面した部分の長さで算定する。
補助対象となる工事費についても、同様に道路に面した部分の長さで算定する。
なお、塀の撤去と同時にその控え壁も撤去する場合には、控え壁分も補助対象費用に参入する。



撤去のみの場合

☆ 注意！！ 撤去のみで一度補助を受けた場合、期間を置いて新たな塀等を設置しても、補助対象とはならない。

○(補助対象)のケース

原則高さ1.2m超えのブロック塀等を基礎まで全撤去

既存の基礎が土留めを兼ねている場合は基礎残しは補助対象とする。

部分的に高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去
(下図の場合、フェンス部分の長さは含まずブロック塀等のみの長さを対象とする)

この部分が、1.2m超の場合は、フェンスの有無にかかわらず、道路に面する部分の長さを対象とする。

×(補助対象外)のケース

ブロック、石積等一部を残す工事は対象外
(残った塀が安全とは言い難いため)

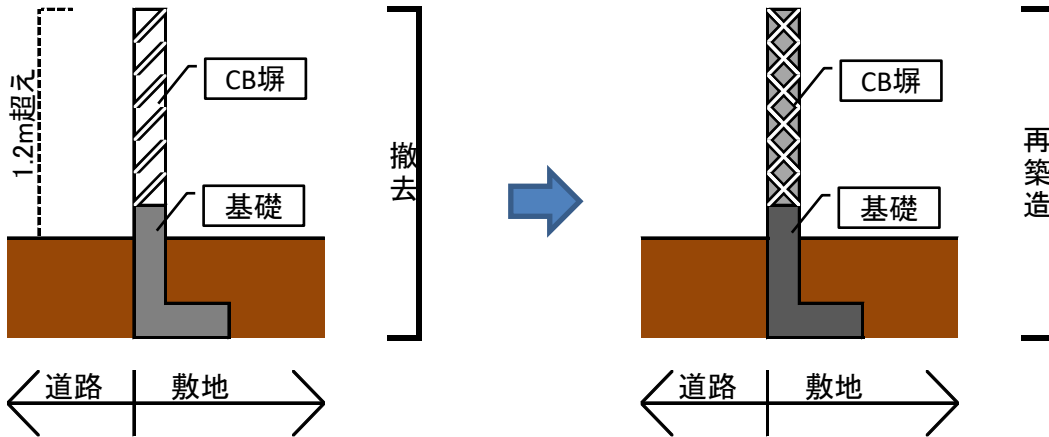
道路境界(道路後退が必要な場合は道路みなし後退線)より塀の高さ以上敷地内にある塀は対象外
(通行人への危険性が少ないため)

撤去・再築造の場合

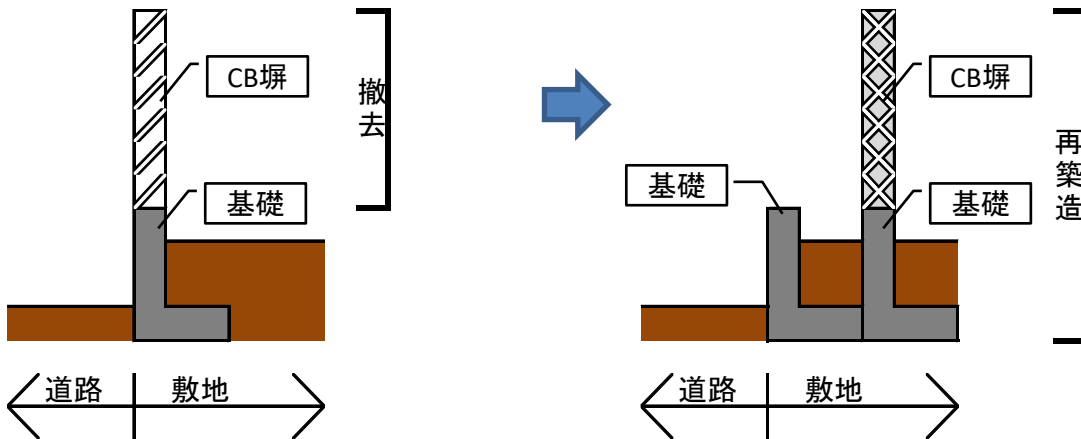
- ☆ 補助の制度内容を鑑み、撤去・再築造する場合、再築造後の塀等は、建築基準法を満たし、安全な塀等であることを大前提とする。
- ☆ 建築基準法42条2項道路に面し、再築造する場合には、道路後退した「みなし後退線」より敷地内に造らなければならない。

○(補助対象)のケース

高さ1.2m超えのブロック塀等を基礎まで全撤去し、基準に合致した塀を再築造する場合

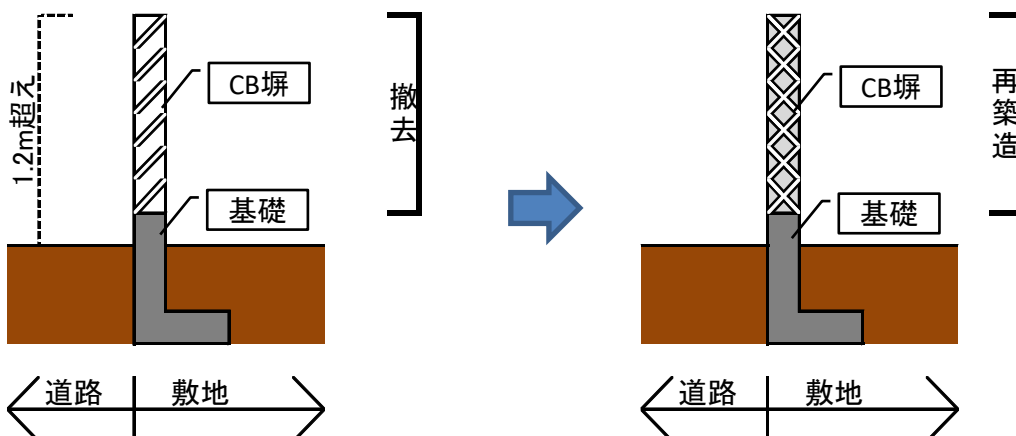


既存の基礎が土留めを兼ねて基礎は残すが、その内側に基準に合致した新設の塀等を築造する場合



既存の基礎を利用して、上部塀のみ再築造する場合

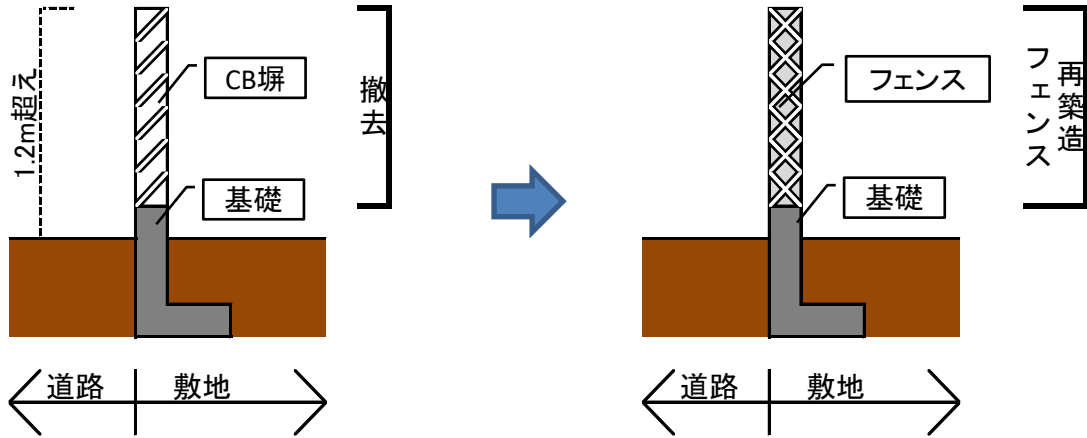
(ただし、既存の基礎の構造及び再築造する塀の構造が、建築基準法に規定する基準に合致することが建築士により確認できた場合に限る)



○(補助対象)のケース

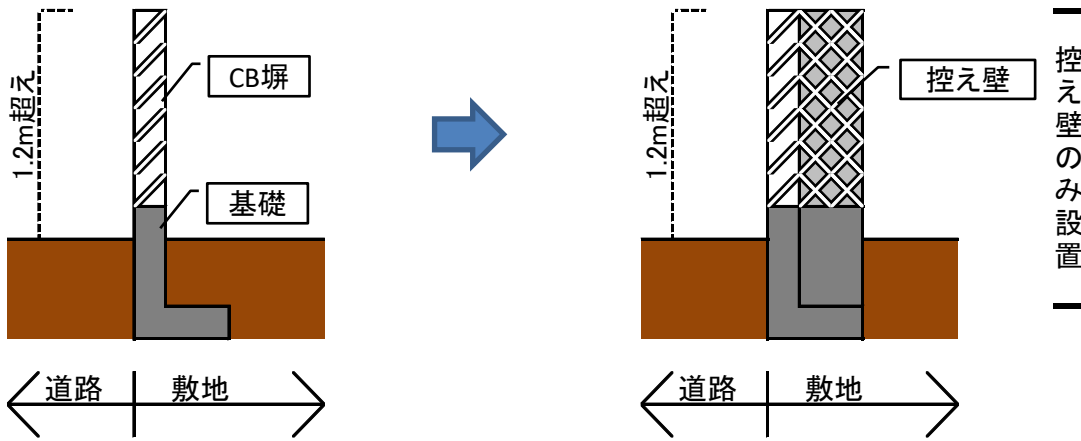
- 既存の基礎を利用して、上部に直にフェンス等を再築造する場合は補助対象とする。
(フェンスについては建築基準法適用外のため)

⇒ ○補助対象

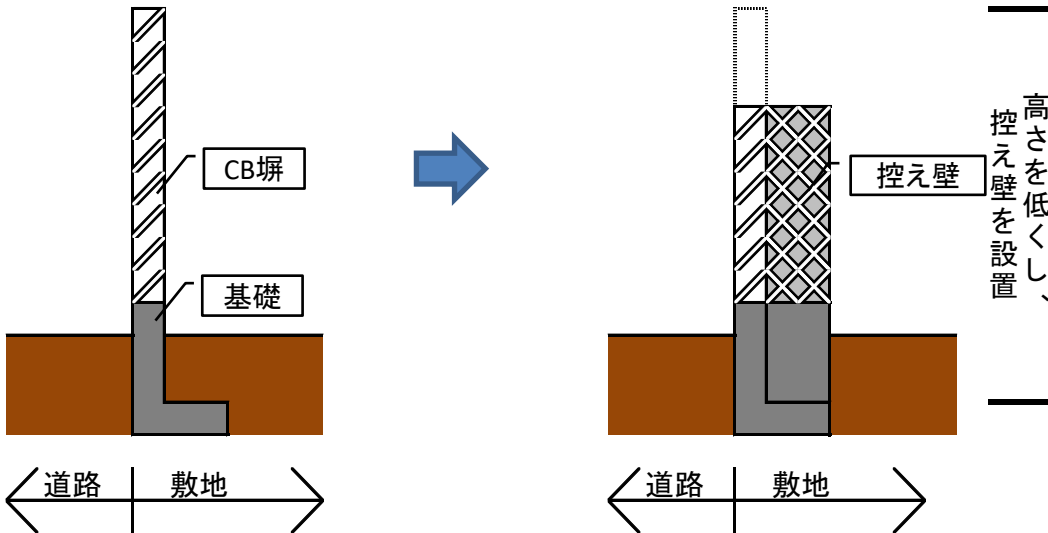


×(補助対象外)のケース

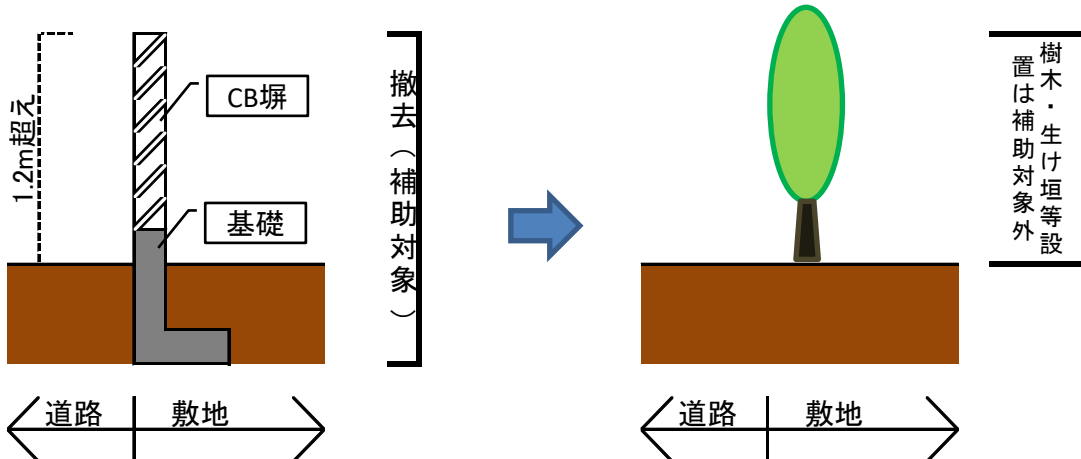
既存の塀を残し、控え壁のみ設置する場合は補助対象としない。
(既存ブロック等自体の老朽化や安全性が確認できないため)



ブロック、石積等一部を残し、控え壁を設置する場合は補助対象としない。
(既存ブロック等自体の老朽化や安全性が確認できないため)



高さ1.2m超えのブロック塀等を基礎まで全撤去し、樹木、生け垣等を設置する場合は、撤去のみ補助対象とする。(樹木、生け垣等設置分は補助対象外)

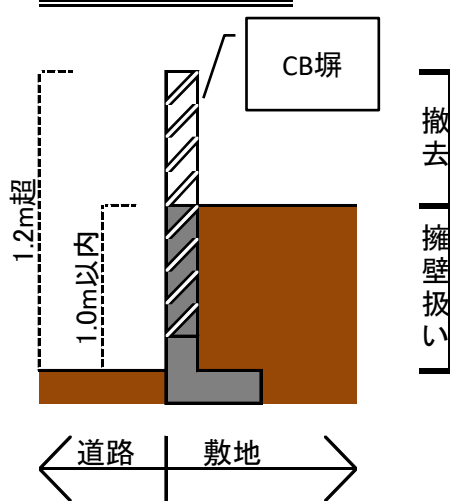


追加事項 (R3.12.15～)

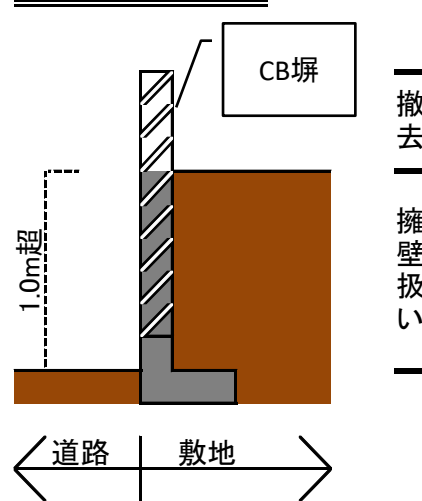
●擁壁扱いとして、敷地GLの高さまで既存の基礎と
 塀の一部を残し、道路GLから最高1mまでの場合で、
 かつ、擁壁として安全性が確認できた場合

⇒ ○補助対象

⇒ ○補助対象



⇒ ×補助対象外



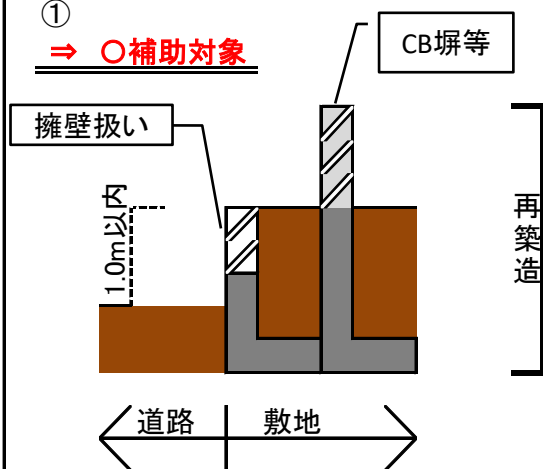
●一部撤去(擁壁扱い)+再築造

- ①上記で残した擁壁の後方にCB塀やフェンスを再築造する場合
 (※残した擁壁を利用しないため)
- ②上記で残した擁壁上部に、CB塀やフェンスを再築造する場合
 (※既存の基礎やブロック等の適法性が確認できないため)

⇒ ○補助対象

⇒ ×補助対象外

①
⇒ ○補助対象



②
⇒ ×補助対象外

